

県内市町村等の令和6年度決算に基づく 健全化判断比率等の概要（速報）

令和7年9月16日
福島県総務部市町村財政課

【要点】

- 1 県内の59市町村において、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率が早期健全化基準以上となる市町村はありません。
- 2 実質公債費比率は、前年度と比較し、29団体において上昇、26団体において低下、4団体において増減なしとなりました。
- 3 将来負担比率は、前年度と比較し、14団体において上昇、10団体において低下となりました。
- 4 県内の市町村等の公営企業会計（下水道事業等）において、資金不足比率が経営健全化基準以上となる企業会計はありません。

（市町村毎の比率は、別紙一覧表のとおり）

（注）本資料は、健全化判断比率及び資金不足比率の各市町村における算定結果を迅速に示すため、令和7年8月29日現在の算定結果を速報として取りまとめたものです。数値については大部分の市町村において公表手続の途中にある数値であり、今後変動する場合があります。

（1）実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額はありません。したがって、比率は算定されません。

（2）連結実質赤字比率

一般会計等と公営事業会計の連結実質赤字額はありません。したがって、比率は算定されません。

（3）実質公債費比率

早期健全化基準（25%）以上の市町村はありません。

（4）将来負担比率

早期健全化基準（350%）以上の市町村はありません。

（5）資金不足比率

三春町の病院事業会計において資金不足が生じましたが、経営健全化基準（20%）未満となっております。

（※三春町：令和4年度にファイナンス・リース取引により医療機器等の大規模な更新を行ったため、リース期間中の費用が負債計上されており、資金不足が生じたもの（経営健全化基準（20%）未満））

【総括】

県内市町村においては、全ての比率において基準を下回っており、財政の健全性が保たれている。

また、震災や自然災害からの復旧・復興及び防災対策、物価高騰などの課題に取り組みつつ、地方債の償還を着実に進めるなど、計画性を持った財政運営を行っている。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率等一覧(速報)

(1)健全化判断比率

(単位:%)

比率 市町村		健 全 化 判 断 比 率									
		実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
		(財政再生基準 20%)		(財政再生基準 30%)		(早期健全化基準 25%) (財政再生基準 35%)			(早期健全化基準 350%)		
		比率	早期健全化 基準	比率	早期健全化 基準	3年平均 比率	前年度比率 (3年平均)	増減	比率	前年度比率	増減
1	福島市	－	11.25	－	16.25	4.5	3.5	1.0	－	－	0.0
2	会津若松市	－	11.82	－	16.82	5.2	4.9	0.3	38.8	27.1	11.7
3	郡山市	－	11.25	－	16.25	1.3	1.6	▲ 0.3	－	－	0.0
4	いわき市	－	11.25	－	16.25	7.1	8.0	▲ 0.9	－	－	0.0
5	白河市	－	12.58	－	17.58	8.3	8.3	0.0	48.4	43.5	4.9
6	須賀川市	－	12.47	－	17.47	5.6	5.3	0.3	75.0	63.1	11.9
7	喜多方市	－	12.73	－	17.73	6.9	6.6	0.3	76.1	65.3	10.8
8	相馬市	－	13.27	－	18.27	11.2	11.0	0.2	－	－	0.0
9	二本松市	－	12.62	－	17.62	9.4	9.1	0.3	27.1	32.6	▲ 5.5
10	田村市	－	12.88	－	17.88	8.8	8.8	0.0	－	－	0.0
11	南相馬市	－	12.55	－	17.55	8.4	8.4	0.0	－	－	0.0
12	伊達市	－	12.61	－	17.61	10.9	10.4	0.5	51.0	52.8	▲ 1.8
13	本宮市	－	13.42	－	18.42	5.4	5.5	▲ 0.1	66.9	66.6	0.3
14	桑折町	－	15.00	－	20.00	8.8	9.4	▲ 0.6	－	－	0.0
15	国見町	－	15.00	－	20.00	3.9	3.3	0.6	0.4	－	0.4
16	川俣町	－	15.00	－	20.00	4.4	4.2	0.2	－	－	0.0
17	大玉村	－	15.00	－	20.00	7.0	7.3	▲ 0.3	－	－	0.0
18	鏡石町	－	15.00	－	20.00	10.1	9.6	0.5	107.2	100.6	6.6
19	天栄村	－	15.00	－	20.00	8.3	7.9	0.4	－	－	0.0
20	下郷町	－	15.00	－	20.00	5.9	6.1	▲ 0.2	－	－	0.0
21	檜枝岐村	－	15.00	－	20.00	4.1	3.5	0.6	－	－	0.0
22	只見町	－	15.00	－	20.00	5.0	4.0	1.0	－	－	0.0
23	南会津町	－	13.66	－	18.66	6.9	7.0	▲ 0.1	17.9	18.9	▲ 1.0
24	北塩原村	－	15.00	－	20.00	14.3	14.6	▲ 0.3	52.9	63.6	▲ 10.7
25	西会津町	－	15.00	－	20.00	11.5	12.1	▲ 0.6	65.4	78.2	▲ 12.8
26	磐梯町	－	15.00	－	20.00	11.1	11.9	▲ 0.8	81.1	81.6	▲ 0.5
27	猪苗代町	－	14.56	－	19.56	9.5	9.7	▲ 0.2	27.5	28.6	▲ 1.1
28	会津坂下町	－	14.84	－	19.84	9.0	9.8	▲ 0.8	12.2	24.5	▲ 12.3
29	湯川村	－	15.00	－	20.00	11.5	11.9	▲ 0.4	－	－	0.0
30	柳津町	－	15.00	－	20.00	6.9	6.1	0.8	－	－	0.0
31	三島町	－	15.00	－	20.00	15.6	12.7	2.9	5.5	－	5.5
32	金山町	－	15.00	－	20.00	5.0	4.7	0.3	－	－	0.0
33	昭和村	－	15.00	－	20.00	8.9	7.9	1.0	－	－	0.0
34	会津美里町	－	13.87	－	18.87	3.4	4.3	▲ 0.9	－	－	0.0
35	西郷村	－	13.77	－	18.77	3.4	3.3	0.1	－	－	0.0
36	泉崎村	－	15.00	－	20.00	6.4	7.0	▲ 0.6	－	－	0.0
37	中島村	－	15.00	－	20.00	7.6	8.0	▲ 0.4	2.8	－	2.8
38	矢吹町	－	14.88	－	19.88	10.4	11.2	▲ 0.8	65.1	72.6	▲ 7.5
39	棚倉町	－	15.00	－	20.00	10.4	12.3	▲ 1.9	－	－	0.0
40	矢祭町	－	15.00	－	20.00	4.0	3.6	0.4	－	－	0.0
41	塙町	－	15.00	－	20.00	11.7	10.9	0.8	34.3	32.1	2.2
42	鮫川村	－	15.00	－	20.00	5.9	6.4	▲ 0.5	－	－	0.0
43	石川町	－	14.91	－	19.91	6.3	6.0	0.3	21.9	8.1	13.8
44	玉川村	－	15.00	－	20.00	12.0	11.5	0.5	119.9	82.5	37.4
45	平田村	－	15.00	－	20.00	14.3	13.9	0.4	－	15.6	▲ 15.6
46	浅川町	－	15.00	－	20.00	7.5	6.4	1.1	17.0	－	17.0
47	古殿町	－	15.00	－	20.00	8.5	9.1	▲ 0.6	－	－	0.0
48	三春町	－	14.79	－	19.79	7.8	7.7	0.1	55.5	24.3	31.2
49	小野町	－	15.00	－	20.00	5.2	4.9	0.3	－	－	0.0
50	広野町	－	15.00	－	20.00	4.7	5.3	▲ 0.6	－	－	0.0
51	檜葉町	－	15.00	－	20.00	－2.0	－1.4	▲ 0.6	－	－	0.0
52	富岡町	－	15.00	－	20.00	－0.3	－2.6	2.3	－	－	0.0
53	川内村	－	15.00	－	20.00	6.4	6.4	0.0	－	－	0.0
54	大熊町	－	14.09	－	19.09	－1.0	－1.4	0.4	－	－	0.0
55	双葉町	－	15.00	－	20.00	2.0	3.1	▲ 1.1	－	－	0.0
56	浪江町	－	14.82	－	19.82	0.9	1.8	▲ 0.9	－	－	0.0
57	葛尾村	－	15.00	－	20.00	5.3	6.0	▲ 0.7	－	－	0.0
58	新地町	－	15.00	－	20.00	11.2	9.6	1.6	－	－	0.0
59	飯館村	－	15.00	－	20.00	5.9	6.4	▲ 0.5	－	－	0.0
県内市町村平均(加重)		－		－		6.0	6.1	▲ 0.1	－	－	

(備考)

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合、将来負担比率がマイナスとなり負担が発生しない場合は、比率の欄に「－」と記載しています。
2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、標準財政規模に応じて早期健全化基準が異なります。

(2)資金不足比率

(単位:%)

団体名	事業名	特別会計名	資金不足比率 (経営健全化基準 20%)		
			比率	前年度比率	増減
			1.1	2.1	▲ 1.0

制度解説

健全化判断比率等とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定・公表される次の財政指標です。

健全化判断比率

- | | |
|------------|-----------|
| 1 実質赤字比率 | 3 実質公債費比率 |
| 2 連結実質赤字比率 | 4 将来負担比率 |

資金不足比率

(公営企業会計ごとに算定)

健全化判断比率には早期健全化基準及び財政再生基準、資金不足比率には経営健全化基準があり、その基準以上となると、改善に向けた計画策定が義務付けられています。

用語解説

○ 実質赤字比率

一般会計等の歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、市町村の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。

市町村の会計は、単年度において収支が均衡することが原則ですが、赤字がやむを得ず発生した場合には、その赤字を翌年度に繰越し、翌年度に解消できない場合は、さらに赤字が累積していくこととなります。

こうしたことから、歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げ当該年度の歳出への充用（繰上充用）、翌年度への債務の繰り延べ（支払繰延）、執行すべき事業の繰り越し（事業繰越）があれば、単年度の赤字額ではなくそれらを含めた赤字額（「実質赤字額」）を標準財政規模と比較して示すことで、その赤字の深刻さを把握しようとするものです。

○ 連結実質赤字比率

市町村のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、市町村を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模で除したものです。

市町村の会計は、地方税や地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等の会計のほか、公営企業会計などのように料金収入等を主な財源として事業を実施している会計があり、公営企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要があります。

このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、市町村全体として見た収支における資金不足の深刻さを把握しようとするものです。

○ 実質公債費比率

義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値です。

こうした削減や先送りのできない経費の比率が高まると、他の経費を節減しなければ収支が悪化し赤字団体となる可能性が高まる（これを「財政の弾力性が低下」した状態と言います）ことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることで、市町村財政の弾力性が失われていないかを把握しようとするものです。

○ 将来負担比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字や負債の状況を示すものです。(＝「現在の負担」の状況)

一方、将来負担比率は、市町村が発行した地方債残高だけでなく、例えば、土地開発公社及び市町村が損失補償を付した第三セクターの債務などを幅広く含めた、決算年度末時点での将来負担額を、標準財政規模を基本とした額で除したものです。(＝「将来の負担」の状況)

この比率が高いと、単年度の標準的な財政規模に比べて将来の負担が大きいことを意味するため、今後の財政運営に問題が生じるリスクが高まります。

こうしたことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることによって、現在の負担だけでなく、将来の負担をも念頭に置いた財政運営が行われているかを把握しようとするものです。

○ 資金不足比率

一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模で除したものです。

この比率が高くなるほど、当該公営企業の事業規模に比して多額の累積した資金不足が発生していることになり、毎年度の事業運営だけではその解消が困難になっていきます。

なお、資金不足額の計算に際しては、例えば水道事業などでは、設備等への投資を行っても料金収入は給水が開始する数年先になってしまうなど、構造的に発生するやむを得ない資金不足（これを「解消可能資金不足額」といいます）もあることから、そうした額を控除することになっています。

○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する財政健全化計画等

・「財政健全化計画」

健全化判断比率が1つでも早期健全化基準を上回った場合、「財政健全化計画」の策定が必要となります。財政健全化計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表しなければなりません。また、県知事、総務大臣への報告が義務づけられています。

・「財政再生計画」

将来負担比率を除く健全化判断比率が1つでも財政再生基準を上回った場合、「財政再生計画」の策定が必要となります。財政再生計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表しなければなりません。また、計画について、総務大臣の同意がなければ地方債は発行できません。

・「経営健全化計画」

資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合、「経営健全化計画」の策定が必要となります。経営健全化計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表しなければなりません。また、県知事、総務大臣への報告が義務づけられています。